平成２３年（フ）第１３０５号
広島市西区三滝本町２丁目９番14―507号
債務者　山﨑夕希子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３０号
広島市西区三篠町２丁目17番５―502号
債務者　岡　　光藏
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３１号
広島市安佐北区落合南２丁目４番22―101号　シティハイツ落合２
債務者　角田　千加（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２号
福岡県飯塚市堀池215番地　中村アパート６号室
債務者　萬田　真理
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３９４号
福岡県久留米市津福本町1673番地３　県営津福団地200棟243号
債務者　中野マスミ（旧姓深水）
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５２０号
大分市緑が丘５丁目２番24号
債務者　佐藤　幸治
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志３丁目17番31―201号　サンパーム志布志
債務者　稲森　　大
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
長野市大字安茂里2010番地２　アプリコットハイツ101
債務者　海老原靖子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３４号
京都市西京区御陵南荒木町５番地２　メゾンドカプチーノ503号
債務者　居酒屋小町こと　石田ルミ子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２３号
京都市南区西九条南田町31番地　松屋マンション13号
債務者　岡本こと　金　　信惠
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３０号
京都府宇治市木幡中村53番地の１　コーポラス木幡Ａ棟201号
債務者　中川　真弓（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
山口県岩国市玖珂町6702番地
債務者　中村　泰也
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３２号
山口県岩国市玖珂町6702番地
債務者　中村　絹子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３５号
山口県岩国市昭和町１丁目10番５号　３Ｆ
債務者　山本　麗子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１１０号
福岡県豊前市大字中川底215番地１
債務者　西ノ明エミ子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３０７６号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘14棟304号
債務者　高崎美枝子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４号
鹿児島県肝属郡肝付町野崎1548番地１
債務者　下園　政雄
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係